

JIS

A 8201

シールド掘進機の仕様書様式

JIS A 8201-1993

(2001 確認)

(2006 確認)

平成5年11月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 61. 3. 1 改正：平成 5. 11. 1

官 報 公 示：平成 5. 11. 15

原案作成協力者：社団法人 日本建設機械化協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 土木部会（部会長 西澤 紀昭）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

シールド掘進機の仕様書様式

A 8201-1993

Standard form of specifications of shield machine

1. 適用範囲 この規格は、シールド掘進機⁽¹⁾の仕様書の様式(以下、仕様書の様式という。)及び仕様書記入要領について規定する。

注⁽¹⁾ シールド掘進機とは、掘進機本体で土圧を支えながら本体[3.(6)参照]に附属した推進機構で後方に反力を取り、又は推進ジャッキ、グリッパなどで地山に反力をとって推進するものをいう。

2. 仕様書の様式 仕様書の様式は、次のとおりとする。

(1) 仕様書は、付表1の様式による。

(2) 仕様書は、シールド掘進機の諸元及び性能の概略を示すもので、記入の際は、目的に応じて項目を適当に選んでも差し支えない。

なお、各部の構造、材料、試験方法なども必要に応じて付記する。

(3) 仕様書には、全体組立図、テールプレート強度計算書などを必要に応じて添付する。

なお、シールド掘進機的设计条件を示す場合は、附属書によって記入し、仕様書に添付する。

3. 仕様書記入要領 仕様書の記入順序及び記入要領は、次による。

(1) 形式名称 手掘り式⁽²⁾、ブラインド式⁽³⁾、半機械掘り式⁽⁴⁾、機械掘り式⁽⁵⁾、泥水加圧式⁽⁶⁾、土圧式⁽⁷⁾、泥土圧式⁽⁸⁾、限定圧気式⁽⁹⁾、及びその他[じ(直)か打ちライニング式⁽¹⁰⁾、多連式⁽¹¹⁾、く(矩)形式⁽¹²⁾、及び自走式⁽¹³⁾]の形式分類で記入する。

注⁽²⁾ 手掘り式とは、切羽面が開放され、部分的土留めを行うもので、主として人力掘削を行い、コンベヤなどで排土するものをいう。

(3) ブラインド式とは、切羽面を密閉し、その一部に調整可能な土砂取出し口又は取出し装置を備えているもので、シールド掘進機を地山に貫入させ、フード内の土砂に塑性流動を起こさせながら排土するものをいう。

(4) 半機械掘り式とは、手掘りシールドにおいて土砂の掘削積込みに動力機械が使用され、切羽全断面を回転掘削する回転カッタヘッドをもたない構造のものをいう。

(5) 機械掘り式とは、切羽全断面を掘削できる回転カッタヘッドを備え、連続的に掘削し、ベルトコンベヤ、スクリュコンベヤなどで排土するもので、シールド掘進機内に密閉用隔壁をもたないものをいう。

(6) 泥水加圧式とは、泥膜と加圧された泥水で切羽の山留めを行いながら掘削し、排土はスラリー輸送によるものをいう。

(7) 土圧式とは、回転カッタヘッドで掘削した土砂を切羽とシールド隔壁との間に充満させ、シールドの推進力によって加圧し、その削土圧を切羽全体に作用させて切羽の安定を図りながらスクリュコンベヤなどで排土するものをいう。

(8) 泥土圧式とは、掘削土砂の塑性流動を促進する添加材を注入しながら回転カッタヘッドで掘削した土砂を機械的に混練りして、切羽とシールド隔壁との間に充満させ、シールドの推進力によって加圧し、その泥土圧を切羽全体に作用させて切羽の安定を図りながらスクリュコンベヤなどで排土するものをいう。